



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「わかりやすい障害者差別解消法」

だれ あんしん く ちいき めざ
～誰もが安心して暮らせる地域を目指して～

へいせい ねん がつついたち しょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう
平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行されました。
どんなことが差別にあたるのか、どんなことで人は傷つくのかなどを
ぐたいてき じれい いっしょ かんが だれ かにてき く ちいき めざ
具体的な事例から一緒に考え、誰もが快適に暮らせる地域を目指して
いきたいと思います。

にち じ へいせい ねん がつふつか きん
日時：平成28年12月2日（金）

うけつけ
14:00～16:00（受付13:30～）

ば しょ もりぐちしやくしょ しんちょうしゃ かい しみんかいぎしつ
場所：守口市役所（新庁舎）1階 市民会議室

もりぐちしけいはんほんどおり ちょうめ ばん ごう
[守口市京阪本通2丁目5番5号]

こう し み た ゆうこ し おおさかふりつだいがく じゅんきょうじゅ
講師：三田 優子 氏（大阪府立大学 准教授）

さんかひ む りょう
参加費：無 料

とうりつ しゅわつうやく ようやくひつぎ
当日、手話通訳・要約筆記を
はいち しょうじゆめ
配置します。またレジュメ
てんじしりょう ひつよう かつ
の点字資料が必要な方は、
お申し込みの際にお伝えく
ださい。



◎お申し込み・お問い合わせ

でんわ ふあつくす らいしよ もう こ
※電話・FAX・来所にてお申し込みください
うらめん もうしこみしょ
(裏面に申込書があります)

もうしこみしめきり がつ にち きん
申込締切：11月25日（金）

【申し込み・問い合わせ先】

もりぐちししょうがいしゃきんそうだんしえん
守口市障害者基幹相談支援センター
もりぐちしおみやどおり もりぐちししみんほけん
守口市大宮通1-13-7 守口市市民保健センター
TEL：06-6993-5601
FAX：06-6993-5602

そうふさき
送付先FAX：06-6993-5602

へいせい ねんど さべつかいしょうほうけんしゅうかい さんかもうしこみしょ
平成28年度 差別解消法研修会 参加申込書

ふりがな	
さんかしゃしめい 参加者氏名	
れんらくさき 連絡先	
ぞく せい 属 性	しょうがいとうじしゃ かぞく いっぽんしみん ぼらんていあ 障害当事者、 家族、 一般市民、 ボランティア、 ふくしかんけいしゃ じぎょうしょめい 福祉関係者（事業所名：) その他（)
てんじしりょう 点字資料	ひつ よう 必 要

けんしゅうかいさい
研修開催にあたり、ご要望・質問等あれば下記にご記入ください

と あ もりぐちししょうがいしゃきかんそうだんしえん いわさき くぼ
お問い合わせ：守口市障害者基幹相談支援センター（岩崎、久保）
TEL：06-6993-5601 FAX：06-6993-5602

しゅきい もりぐちししょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたー
主催：守口市障害者基幹相談支援センター